

○経済産業省令第 号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	(輸出貿易管理令別表第一関係) 第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一〇九 (略) 十 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの イ (略)
改正前	(輸出貿易管理令別表第一関係) 第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一〇九 (略) 十 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの イ (略)

ロ 重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）

(一) ～ (三) (略)

(四) 温度が零下二五八度以上零下二三八度以下で用いることができるように設計したターボエキスパンダであつて、水素又はヘリウムの排出量が一時間につき一、〇〇〇キログラム以上のもの

(五) ・ (六) (略)

ロ 重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）

(一) ～ (三) (略)

(四) 温度が零下二三八度以下で用いることができるように設計したターボエキスパンダであつて、水素の排出量が一時間につき一、〇〇〇キログラム以上のもの

(五) ・ (六) (略)

十の二〇六十二 (略)

第二条 輸出令別表第一の三の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であつて、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの

イ イロ (略)

イハ テトラエチルグアニジン

二・三 (略)

十の二〇六十二 (略)

第二条 輸出令別表第一の三の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であつて、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの

イ イロ (略)

(新設)

二・三 (略)

2・3 (略)

第二条の二 (略)

2 輸出令別表第一の三の二の項(二)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 ウイルス又は毒素を生産するために、エアロゾルの拡散を伴わずに微生物若しくは生細胞の培養に用いることができる発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

2・3 (略)

第二条の二 (略)

2 輸出令別表第一の三の二の項(二)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

三 (略)

四 微生物、ウイルス、毒素又は細胞培養物の分離に用いることができるクロスフローろ過用の装置であつて、次のイ及びロに該当するもの
(逆浸透膜を用いたもの及び医療用途の血液ろ過のために設計したものを除く。)

イ・ロ (略)

四の二八 (略)

九 核酸の合成を行うための装置又は核酸の合成を核酸と核酸との結合とともに行うための装置であつて、一部又は全部が自動化されたものの

三 (略)

四 クロスフローろ過用の装置であつて、次のイ及びロに該当するもの (逆浸透膜を用いたもの及び血液の浄化を行うために設計したものを除く。)

イ・ロ (略)

四の二八 (略)

九 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置であつて、一部又は全部が自動化されたもののうち、一回の稼働で、連続した長さが

うち、連続した長さが〇・五キロベースを超える核酸を生成するように設計したもの

十 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 三 (略)

四 繊維又はこれを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品の製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品（第三条第十一号に該当する

一・五キロベースを超える核酸を五パーセント未満のエラー率で生成するように設計したもの

十 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 三 (略)

四 繊維又はこれを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品の製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品（第三条第十一号に該当する

ものを除く。)

イ フィラメントワインディング装置であつて、繊維を位置決めし、包み作業及び巻き作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる三本以上の一次サーボ位置決め軸を有するもの

ロ 繊維からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するためのものであつて、テープを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制

ものを除く。)

イ フィラメントワインディング装置であつて、繊維を位置決めし、包み作業及び巻き作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる基本軸（サーボ制御によつて動作するものに限る。）を三本以上有するもの

ロ 繊維からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するためのものであつて、テープを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制

御することができる五本以上の一次サーボ位置決め軸を有するもの

ハ (略)

ニ 第十五号に該当する繊維を製造するために特に設計又は改造した装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 炭化けい素繊維の製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの

御することができる基本軸（サーボ制御によつて動作するものに限る。）を五本以上有するもの

ハ (略)

ニ 第十五号に該当する繊維を製造するために特に設計又は改造した装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 炭化けい素繊維の製造用の装置であつて、熱したフィラメント状の基材に元素又は化合物を化学的に蒸着させるもの

1| 熱したファイラメント状の基材に元素又

は化合物を化学気相成長させるための装

置|

2| レーザー駆動の化学気相成長により、

複数の平行繊維を製造するための装置|

(三)・(四) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 繊維からなる航空機の機体又はロケットの

構造体を製造するためのものであつて、トウ

を位置決めし、及びラミネートする作業を行

うもののうち、それらの作業を相関して制御

(新設)

(新設)

(三)・(四) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 繊維からなる航空機の機体又はロケットの

構造体を製造するためのものであつて、トウ

を位置決めし、及びラミネートする作業を行

うもののうち、それらの作業を相関して制御

することができる二本以上の一次サーボ位置
決め軸を有するもの

五・六 (略)

六の二 エネルギー材料から爆発装置、火工品、
推進装置又は爆発物、火工品若しくは推進薬の
成型品を製造するために設計又は改造された装
置（積層造形用のものに限る。）であつて、超
音波押出機又は超音波ノズルを一以上有するも
の

七〇十一 (略)

することができる基本軸（サーボ制御によつ
て動作するものに限る。）を二本以上有する
もの

五・六 (略)
(新設)

七〇十一 (略)

十二 セラミック粉末、セラミック複合材料又はセラミックの材料となる前駆物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ セラミック複合材料であつて、ガラス又は酸化物をマトリックスとするもののうち、次のいずれかによつて強化されたもの

(一) 連続した繊維であつて、次の1及び2に該当するもの

十二 セラミック粉末、セラミック複合材料又はセラミックの材料となる前駆物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ セラミック複合材料であつて、ガラス又は酸化物をマトリックスとするもののうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 次のいずれかからなる連続した繊維
一、〇〇〇度の温度における引張強さが七〇〇メガパスカル未満のもの、又は一、〇〇〇度の温度において一〇〇メガパスカ

1 次のいずれかの材料から製造されたもの

一 酸化アルミニウム系材料であつて、

次のいずれかに該当するもの又はこれ

らの組合せ

イ 酸化アルミニウム

ロ ムライト

ルの応力が発生する荷重を一〇〇時間にわたつて加えたときに、クリープ歪みが一パーセントを超えるものを除く。）により強化されたもの

1 酸化アルミニウム

（新設）

二 けい素、炭素及び窒素

2 次の全てに該当するもの

一 一、〇〇〇度の温度における引張強

さが七〇〇メガパスカル以上のもの

二 一、〇〇〇度の温度において一〇〇

メガパスカルの応力が発生する荷重を

一〇〇時間にわたって加えたときに、

クリープ歪みが一パーセント以下のも

の

(二) 繊維であつて、次の1及び2に該当

するもの

(新設)

2 けい素、炭素及び窒素

(新設)

(新設)

(二) 次の1及び2に該当する繊維により

強化されたもの

1 次のいずれかの材料から製造されたもの

一 四 (略)

2 (略)

ニ・ホ (略)

十三 十七 (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路（モノリシック集積回路、ハイブ

リッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形

1 次のいずれかの元素の組合せからなるもの

一 四 (略)

2 (略)

ニ・ホ (略)

十三 十七 (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路（モノリシック集積回路、ハイブ

リッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形

集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イゝニ （略）

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

（一） アナログデジタル変換用のもので

あつて、次のいずれかに該当するもの（ワに該当するものを除く。）

集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イゝニ （略）

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

（一） アナログデジタル変換用のもので

あつて、次のいずれかに該当するもの（ワに該当するものを除く。）

1 削除

2 ～ 5 (略)

(二) (略)

へゝヲ (略)

ワ 次の(一)及び(二)に該当するもの又は
これを実行するようにプログラムが可能なも
の

(一) アナログデジタル変換機能を有する
ものであつて、次のいずれかに該当するも

1 分解能が八ビット以上一〇ビット未満

のものであつて、サンプルレートが一・

三ギガサンプリング毎秒を超えるもの

2 ～ 5 (略)

(二) (略)

へゝヲ (略)

ワ 次の(一)及び(二)に該当するもの又は
これを実行するようにプログラムが可能なも
の

(一) アナログデジタル変換機能を有する
ものであつて、次のいずれかに該当するも

の

1 削除

2 5 (略)

(二) (略)

カ (略)

ヨ 一つ以上のデジタルプロセッサユニットを有するものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 合計処理性能 (TPP) が六、〇〇

の

1 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであつて、サンプルレートが一・

三ギガサンプリング毎秒を超えるもの

2 5 (略)

(二) (略)

カ (略)

ヨ 一つ以上のデジタルプロセッサユニットを有するものであつて合計処理性能 (TPP) が六、〇〇〇以上のもの

(新設)

○以上のもの

(二) 合計処理性能 (TPP) が一、六〇

〇以上六、〇〇〇未満であつて、性能密度

が五・九二以上のもの (データセンターで

の使用を目的として設計されていないもの

は除く。)

二〓四 (略)

五 セル (バッテリー (シングルセルバッテリー

を含む。) に組み込まれているものを除く。)

であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 一次セルであつて、二〇度の温度における

(新設)

二〓四 (略)

五 セル (バッテリー (シングルセルバッテリー

を含む。) に組み込まれているものを除く。)

であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 一次セルであつて、二〇度の温度における

エネルギー密度及び電力密度が次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) エネルギー密度が五〇ワット時毎キログラムを超え、かつ、連続的な電力密度が五〇〇ワット毎キログラムを超えるもの

ロ (略)

六〇七の二 (略)

八 回転入力型のアブソリュートエンコーダで

あつて、次のいずれかに該当するもの

エネルギー密度及び電力密度が次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) エネルギー密度が五〇ワット時毎キログラムを超え、かつ、連続的な電力密度が三五〇ワット毎キログラムを超えるもの

ロ (略)

六〇七の二 (略)

八 回転入力型のアブソリュートエンコーダで

あつて、角度の変換誤差の絶対値が一秒以下のもの及び当該エンコーダ用に設計されたリン

イ 誘導型エンコーダであつて、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの

（一） デジタル出力のもの

（二） 外形が四〇ミリメートル以下のもの

（三） 分解能が一六ビット以上のもの

ロ 精度が一・〇角度秒以下のエンコーダ（イに該当するものを除く。）及び当該エンコーダ用に設計されたリング、ディスク又はスケール

八の二 （略）

グ、ディスク又はスケール

（新設）

（新設）

八の二 （略）

八の三 電力の制御又は電気信号の整流を行う半
導体素子又は半導体モジュールであつて、次の
いずれかに該当するもの（民生用の自動車、鉄
道車両、航空機、送配電又はエネルギー変換に
使用するように設計された装置に組み込まれた
ものを除く。）

イ 定格最大動作接合部温度が二一五度超であつて、次の（一）及び（二）に該当するものの

（一） 繰返しピーク休止状態電圧が三〇〇
ボルトを超えるもの

八の三 電力の制御又は電気信号の整流を行う半
導体素子又は半導体モジュールであつて、次の
イからハまでのすべてに該当するもの（民生用
の自動車、鉄道車両又は航空機に使用するよう
に設計された装置に組み込まれたものを除
く。）

イ 最大動作接合部温度が二一五度を超えるよ
うに設計したもの

（新設）

(二) 継続電流が一アンペアを超えるもの

ロ 定格最大動作接合部温度が二五度以下であつて、次の(一)から(三)までの全てに該当するもの(炭化けい素、窒化ガリウム及び三酸化二ガリウムの半導体素子又は半導体モジュールを含む。)

(一) 繰返しピーク休止状態電圧が五〇〇

○ボルトを超えるもの

(二) 継続電流が一アンペアを超えるもの

(三) 半導体材料であつて、バンドギャッ

プが二・〇電子ボルトを超えるもの

(新設)

ロ 繰返しピーク休止状態電圧が三〇〇ボルトを超えるもの

(新設)

(新設)

(新設)

八の四 (略)

九 リアルタイムオシロスコープであつて、次のイ及びロに該当するもの

イ・ロ (略)

十 アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、電子組立品又は装置（アナログデジタル変換カード、波形デジタイザー、データ収集カード、信号収集ボード及びトランジェントレコーダーを含む。）であつて、次のイ及びロに該当するもの

八の四 (略)

九 サンプルリングオシロスコープであつて、リアルタイムサンプルリング手法を用いているもののうち、次のイ及びロに該当するもの

イ・ロ (略)

十 アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、電子組立品又は装置（アナログデジタル変換カード、波形デジタイザー、データ収集カード、信号収集ボード及びトランジェントレコーダーを含む。）であつて、次のイ及びロに該当するもの

の（デジタル方式の記録装置、オシロスコープ、スペクトラムアナライザー、信号発生器、ネットワークアナライザー及びマイクロ波用試験受信機を除く。）

イ 分解能及びサンプルレートが次のいずれかに該当するもの

（一） 削除

（二）（五）（略）

ロ（略）

の（デジタル方式の記録装置、サンプリングオシロスコープ、スペクトラムアナライザー、信号発生器、ネットワークアナライザー及びマイクロ波用試験受信機を除く。）

イ 分解能及びサンプルレートが次のいずれかに該当するもの

（一） 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであって、サンプルレートが一・三ギガサンプル毎秒を超えるもの

（二）（五）（略）

ロ（略）

十の二、十九 (略)

二十 有機金属化合物又は有機化合物であつて、次のいずれかに該当するもの

イ アルミニウム、ガリウム又はインジウムの有機金属化合物であつて、次の(一)及び

(二) に該当するもの

(一) 純度(金属基準)が九九・九九九パーセントを超えるもの

(二) アルミニウム、ガリウム又はインジウムの元素が、分子の有機部分の炭素と直接に結合しているもの

十の二、十九 (略)

二十 有機金属化合物又は有機化合物であつて、次のいずれかに該当するもの

イ アルミニウム、ガリウム又はインジウムの有機金属化合物であつて、純度が九九・九九

九パーセントを超えるもの

(新設)

(新設)

ロ 燐、砒素又はアンチモンの有機化合物で

あつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 純度(無機元素基準)が九九・九九

九パーセントを超えるもの

(二) 燐、砒素又はアンチモンの元素が、

分子の有機部分の炭素と直接に結合しているもの

二十一～二十六 (略)

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当する

ロ 燐、砒素又はアンチモンの有機化合物で

あつて、純度が九九・九九九パーセントを超えるもの

(新設)

(新設)

二十一～二十六 (略)

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当する

ものとする。

一〇六 (略)

七 センサー用の光ファイバーであつて、音響、温度、加速度、電磁気若しくは放射線に対して感度を有するように、組成的若しくは構造的に特別に製造された又はコーティングによつて改造されたもの（熱感知用に特に設計された光ファイバブラッググレーティングであつて、最大感知温度が一五〇度未満であり、かつ最小感知温度が零下一〇〇度を超えるものを除く。）

七の二 (略)

ものとする。

一〇六 (略)

七 センサー用の光ファイバーであつて、音響、温度、加速度、電磁気又は放射線の測定用のものの

七の二 (略)

八 電子式のカメラ又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 第三号ホに該当するフォーカルプレート

ーンアレーを組み込んだものであつて、次の

いずれかに該当するもの（第四号に該当

するものを除く。）

1・2 (略)

(三) (略)

ロ 次のいずれかに該当するもの（イに該当す

八 電子式のカメラ又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 第三号ホに該当するフォーカルプレート

ーンアレーを組み込んだものであつて、次の

いずれかに該当するもの

1・2 (略)

(三) (略)

ロ 次のいずれかに該当するもの（イに該当す

るものを除く。）

(一) ～ (九) (略)

(十) 第三号ニに該当するフォーカルプレ

ーンアレーを組み込んだもの(第四号に該

当するものを除く。)

九ゝ九の三 (略)

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若し

くは試験装置であつて、次のいずれかに該当す

るもの

イ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レー

ザー発振器であつて、次のいずれかに該当す

るものを除く。)

(一) ～ (九) (略)

(十) 第三号ニに該当するフォーカルプレ

ーンアレーを組み込んだもの

九ゝ九の三 (略)

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若し

くは試験装置であつて、次のいずれかに該当す

るもの

イ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レー

ザー発振器であつて、次のいずれかに該当す

るもの（二に該当するものを除く。）

（一）～（五）（略）

（六） 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するよう
に設計したものであつて、次のいずれかに
該当するもの

1 単一横モードで発振するものであつ

て、次のいずれかに該当するもの

一 定格出力が二キロワットを超えるもの

二（略）

るもの（二に該当するものを除く。）

（一）～（五）（略）

（六） 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するよう
に設計したものであつて、次のいずれかに
該当するもの

1 単一横モードで発振するものであつ

て、次のいずれかに該当するもの

一 定格出力が一、〇〇〇ワットを超えるもの

二（略）

三 次のイ及びロに該当するもの

イ 定格出力が一・五キロワットを超
えるもの

ロ スペクトルバンド幅が四〇ギガヘ
ルツ以上一〇〇ギガヘルツ未満のも
の

2 多重横モードで発振するものであつ

て、次のいずれかに該当するもの（産業
用レーザー発振器であつて、定格出力が
三キロワット超六キロワット以下のもの
のうち、総重量が一、二〇〇キログラム

（新設）

2 多重横モードで発振するものであつ

て、次のいずれかに該当するもの（産業
用レーザー発振器であつて、定格出力が
二キロワット超六キロワット以下のもの
のうち、総重量が一、二〇〇キログラム

を超えるものを除く。）

一 削除

二 定格出力が三キロワットを超えるもの

の

(七) 〽 (十) (略)

ロ (略)

ハ 波長可変レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

を超えるものを除く。）

一 ウォールプラグ効率が一八パーセン

トを超えるものであつて、定格出力が

一、〇〇〇ワットを超えるもの

二 定格出力が二キロワットを超えるもの

の

(七) 〽 (十) (略)

ロ (略)

ハ 波長可変レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(一)・(二) (略)

(三) 一、四〇〇ナノメートルを超える波

長範囲で使用するように設計したもので

あつて、次のいずれかに該当するもの(平

均出力又は持続波の定格出力が一ワット超

一〇ワット以下、消費電力が二五〇ワット

以上で、かつ、総重量が五〇キログラムを

超えるものを除く。)

1・2 (略)

二〃へ (略)

十の二〃十六 (略)

(一)・(二) (略)

(三) 一、四〇〇ナノメートルを超える波

長範囲で使用するように設計したもので

あつて、次のいずれかに該当するもの

1・2 (略)

二〃へ (略)

十の二〃十六 (略)

第十一条 輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 三 (略)

四 潜水艇の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 二 (略)

ホ 削除

第十一条 輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 三 (略)

四 潜水艇の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 二 (略)

ホ 水中用の観測装置であつて、次の全てに該当するもの

(一) 潜水艇に搭載して遠隔操作することができるよう設計又は改造したもの

五
削除

(二) 次のいずれかに該当する後方散乱による影響を減少させる機能を有するもの

1 レンジゲートイルミネーター

2 レーザー発振器を使用した装置

五 水中用の照明装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ストロボ法を用いたものであつて、一回のフラッシュ当たりのエネルギーが三〇〇ジュールを超えるもののうち、一秒間に五回を超えて発光することができるもの

ロ アルゴンのアークを用いたものであつて、

六〇十四 (略)

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇九 (略)

十 打上げ用の飛しょう体若しくはその推進装置又は宇宙空間用の飛しょう体の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 打上げ用の飛しょう体の部分品（ノーズコ

一、〇〇〇メートルを超える水深で使用する
ことができるように設計したもの

六〇十四 (略)

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇九 (略)

十 打上げ用の飛しょう体若しくはその推進装置又は宇宙空間用の飛しょう体の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 打上げ用の飛しょう体の部分品（ノーズコ

ーン以外のものにあつては、重量が一〇キログラムを超えるものに限る。）であつて、次のいずれかを用いたもの

(一) 第四条第十五号ホに該当する繊維及び同条第十三号又は第十四号ロに該当する樹脂からなる複合材料

(二) (略)

ロ 打上げ用の飛しょう体の推進装置の部分品であつて、第五号、第七号又は前号のいずれかに該当する推進装置に使用するように設計したものであつて、次のいずれかを用いたもの

ーン以外のものにあつては、重量が一〇キログラムを超えるものに限る。）であつて、次のいずれかを用いたもの

(一) 第四条第十五号ホに該当する繊維からなる複合材料又は同条第十三号若しくは第十四号ロに該当する樹脂

(二) (略)

ロ 打上げ用の飛しょう体の推進装置の部分品であつて、第五号、第七号又は前号のいずれかに該当する推進装置に使用するように設計したものであつて、次のいずれかを用いたもの

の

(一) 第四条第十五号ホに該当する繊維及び同条第十三号又は第十四号ロに該当する

樹脂

(二) ・ (三) (略)

十の二、二十 (略)

第十七条 外為令別表の五の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第四条第四号から第六号の二までのいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために

の

(一) 第四条第十五号ホに該当する繊維又は同条第十三号若しくは第十四号ロに該当

する樹脂

(二) ・ (三) (略)

十の二、二十 (略)

第十七条 外為令別表の五の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第四条第四号から第六号までのいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計

設計したプログラム

二・三 (略)

2 外為令別表の五の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第四条第四号から第六号の二までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

二 (略)

3 7 (略)

第十九条 外為令別表の七の項(一)の経済産業省

したプログラム

二・三 (略)

2 外為令別表の五の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第四条第四号から第六号までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

二 (略)

3 7 (略)

第十九条 外為令別表の七の項(一)の経済産業省

令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第六条に該当するもの（同条第二号ハ（一）

5若しくは6若しくは（二）3若しくはニ

（二）5若しくは6若しくは（二）3若しくは

4若しくは第十六号ロ又は第十六号の二に該当

するものを除く。）の設計又は製造に必要な技

術（プログラムを除く。）であつて、次のい

れにも該当しないもの

イ 削除

令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第六条に該当するもの（同条第二号ハ（一）

5若しくは6若しくは（二）3若しくはニ

（二）5若しくは6若しくは（二）3若しくは

4又は第十六号ロに該当するものを除く。）の

設計又は製造に必要な技術（プログラムを除

く。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

の

イ 同条第十六号の二に該当するものの製造に

ロ・ハ (略)

三〽五 (略)

二〽五 (略)

第二十一条 外為令別表の九の項(一)の経済産業
省令で定める技術は、次のいずれかに該当するも
のとする。

一〽八の三 (略)

九 プログラムであつて、第八条第九号イ若しく
はハからホまで、第十号又は第十一号イのい
れかに該当する貨物の有する機能と同等の機能

必要な技術

ロ・ハ (略)

三〽五 (略)

二〽五 (略)

第二十一条 外為令別表の九の項(一)の経済産業
省令で定める技術は、次のいずれかに該当するも
のとする。

一〽八の三 (略)

九 プログラムであつて、第八条第九号イ若しく
はハからホまで、第十号又は第十一号イのい
れかに該当する貨物の有する機能と同等の機能

を有するもの、当該機能を実現するためのもの
又は当該機能のシミュレーションを行うことが
できるもの（第十六条第一項第五号又は第二十
三条第二項第四号に該当するものを除き、第八
条第九号イ又はハからホまでに係るものにあつ
ては、公開された又は商業用の暗号標準のみを
用いたもののうち、その機能が、操作、管理又
は保守に関するものに限定されているものを除
く。）

九の二、十七 （略）

2
（略）

を有するもの、当該機能を実現するためのもの
又は当該機能のシミュレーションを行うことが
できるもの（第八条第九号イ又はハからホまで
に係るものにあつては、公開された又は商業用
の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能
が、操作、管理又は保守に関するものに限定さ
れているものを除く。）

九の二、十七 （略）

2
（略）

3

外為令別表の九の項（二の二）の経済産業省令で定める技術は次のいずれかに該当するものとする。

一 第十四条第五号又は第五号の二に該当するものの使用（操作に係るものを除く。）に係る技術（プログラムを除く。）

二 第十四条第五号又は第五号の二に該当するものを使用するために設計したプログラム

三 第十四条第五号又は第五号の二に該当するものの有する機能と同等の機能を提供するために設計したプログラム

（新設）

四 第十四条第五号又は第五号の二に該当するも

の設計又は製造に必要なプログラムの使用

(操作に係るものを除く。)に必要な技術(プ

ログラムを除く。)

五 第二号のプログラムの設計、製造又は使用

(操作に係るものを除く。)に必要な技術(プ

ログラムを除く。)

4・5 (略)

第二十三条 外為令別表の一一の項(一)の経済産

業省令で定める技術は、次のいずれかに該当する

ものとする。

3・4 (略)

第二十三条 外為令別表の一一の項(一)の経済産

業省令で定める技術は、次のいずれかに該当する

ものとする。

一〇三 (略)	2 外為令別表の一一の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。
一〇三 (略)	四 衛星航法システムのレンジングコード(民生用を除く。)を復号するために設計されたプログラム
3 (略)	第二十四条 外為令別表の一二の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当する
一〇三 (略)	2 外為令別表の一一の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。
一〇三 (略)	四 衛星航法システムのレンジングコード(民生用を除く。)を解読するために設計されたプログラム
3 (略)	第二十四条 外為令別表の一二の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当する

ものとする。

一・二 (略)

(削る)

ものとする。

一・二 (略)

三 エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによって造波抵抗を減少させるように設計した船舶であつて、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ スカート型のエアクッション船(船体の全周にフレキシブルスカートを取り付けたものに限る。)であつて、次の全てに該当するものの

(一) 有義波高が一・二五メートル以上の
場合における満載状態の速力の最大値が三
〇ノットを超えるように設計されたもの

(二) クッションの圧力が三、八三〇パス
カルを超えるもの

(三) 満載排水量に対する軽荷排水量の比
率が七〇パーセント未満のもの

ロ 側壁型のエアクッション船であつて、有義
波高が三・二五メートル以上の場合における
満載状態の速力の最大値が四〇ノットを超え
るもの

ハ 水中翼船であつて、有義波高が三・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が四〇ノット以上になるように設計したもののうち、船体の揺れ、波の状態その他のデータを測定することによつて水中翼を自動的に制御する装置を有するもの

ニ 水線面積を小さくすることによつて造波抵抗を減少させるように設計した船舶であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 満載排水量が五〇〇トンを超えるものであつて、有義波高が三・二五メートル

とする。

イ スカート型のエアクッション船（船体の全周にフレキシブルスカートを取り付けけたものに限る。）であつて、次の全てに該当するもの

（一） 有義波高が一・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が三〇ノットを超えるように設計されたもの

（二） クッションの圧力が三、八三〇パスカルを超えるもの

（三） 満載排水量に対する軽荷排水量の比率が七〇パーセント未満のもの

ロ 側壁型のエアクッション船であつて、有義波高が三・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が四〇ノットを超えるもの

ハ 水中翼船であつて、有義波高が三・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が四〇ノット以上になるように設計したもの

のうち、船体の揺れ、波の状態その他のデータを測定することによつて水中翼を自動的に制御する装置を有するもの

ニ 水線面積を小さくすることによつて造波抵抗を減少させるように設計した船舶であつて、次

のいずれかに該当するもの

(一) 満載排水量が五〇〇トンを超えるものであつて、有義波高が三・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が三五ノットを超えるように設計したもの

(二) 満載排水量が一、五〇〇トンを超えるものであつて、有義波高が四メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が二五ノットを超えるように設計したもの

第二十五条 外為令別表の一三の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当する

第二十五条 外為令別表の一三の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当する

ものとする。

一〇五 (略)

2 (略)

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〇五 (略)

六 ガスタービンエンジンの軸流式圧縮機的设计

に必要な技術であつて、次のイ及びロに該当するもの(プログラムを除く。)

イ 次の(一)又は(二)のいずれかに該当す

ものとする。

一〇五 (略)

2 (略)

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〇五 (略)

(新設)

るもの

(一) 複数流ファンシステムのために特に設計されたもの

(二) 次の1から5のいずれかを有するものの

1 圧縮機ブレードチップクリアランスの
フィードバック制御

2 圧縮機動静翼フラッタ回避のための
フィードバック管理

3 冷却ガス通路又は冷却された圧縮機回
転部品

4| タンデム又はスプリッタ動翼

5| ブレードチップとのインターフェース
における非軸対称形状を有するケーシング
グ

ロ| 次の(一)から(四)までの全ての計算パラ
メータを有するもの

(一)| 平均代替段負荷が 0.22 以上のもの

(二)| 代替段負荷に 4.16 を乗じた値と
ポリトロピック効率の和が 102 以上のもの

(三) スタビリティマージンが二〇パーセント以上のもの

(四) 平均段圧力比が一・二超のもの

4・5 (略)

第二十六条 外為令別表の一四の項の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 技術であつて、当該技術を用いることによつて、ある貨物が第十三条第六項第九号及び第八項に該当する貨物の有する機能を發揮できるよ

4・5 (略)

第二十六条 外為令別表の一四の項の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 技術であつて、当該技術を用いることによつて、ある貨物が第十三条第八項に該当する貨物の有する機能を發揮できるように特に設計したもの

うに特に設計したもの

四 プログラムであつて、当該プログラムを用いることによつて、ある貨物が第十三条第六項第九号及び第八項に該当する貨物の有する機能を發揮できるように特に設計したもの

第二十七条 (略)

2 外為令別表の一五の項(二)の経済産業省令で定める技術は、当該技術を用いることによつて、ある貨物が第十四条第五号の二に該当する貨物の有する機能を發揮できるように特に設計したものとする(プログラムを除く。)。

(新設)

第二十七条 (略)

(新設)

3|
5|
7|

(略)

2|
5|
6|

(略)

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（準備行為）

- 2 この省令による改正後の輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令に規定する貨物又は技術について、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項若しくは第三項又は第四十八条第一項の許可を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、当該許可の申請を行うことができる。

（経過措置）

- 3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。